

(仮称) 再生可能エネルギー関係新税の骨子案について

1 検討経過

令和4年11月に「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会」に対し、再生可能エネルギー発電施設による森林開発抑制に向けた新たな対策について諮問するとともに、新たに「宮城県再生可能エネルギー税制研究会」を設置し、税の専門家等から意見聴取をし、骨子案をとりまとめたもの。

2 (仮称) 再生可能エネルギー関係新税の骨子案

別紙のとおり

3 スケジュール

月	議会	再エネ・省エネ審議会	税制研究会	市町村照会 説明	事業者意見 聴取・説明	パブコメ	
10月	常任委員会報告			1回目	1回目		
11月		2日 諮問、審議①	22日 第1回	↓	↓		
12月	常任委員会報告	20日 審議②	23日 第2回	適宜、個別訪問や、説明、情報提供を実施			
5年1月			19日 第3回				
2月		21日 骨子案審議③	意見 17日 第4回	2回目	2回目	2/28-3/30	
3月	常任委員会報告		下旬 第5回	↓	↓	↓	
4月	常任委員会報告	意見とりまとめ					
5月		中旬 最終案審議④、答申					
6月	条例議案審議						

1 背景、目的

(1) 再エネの最大限導入

- ▶ **国の施策**：2050年カーボンニュートラル，2030年度の温室効果ガス46%削減の実現を目指すし，再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）については，主力電源化を徹底し，地域との共生を図りながら最大限導入を促すこととしている。
- ▶ **県の施策**：「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」の策定を進めており，再エネ導入目標を引き上げ，再エネの最大限導入や，地域と共生した取組の推進等を掲げ，その利用促進を図ることとしている。

(2) 課題

- ▶ 再エネ施設の事業計画を巡っては，特に森林に設置される場合，土砂災害や景観，環境への影響等を懸念する県民の声は大きく，反対の要望も多い状況にある。

➡ **地域との共生を図りつつ，再エネの最大限導入と，環境保全の両立を目指す新たな対策が必要**

新税の目的

大規模な森林開発の抑制と適地への誘導を図ることにより再エネ発電事業と地域が共生する実行性ある枠組みを構築

2 新税の概要

項目	内容
税区分	法定外普通税
課税客体	森林の開発区域内に設置し，発電事業の用に供することができる再エネ発電施設（太陽光発電・風力発電・バイオマス発電）
納税義務者	課税客体となる再エネ発電施設の所有者
課税標準	再エネ発電施設の発電出力（kW）
税率	再エネ種別ごとに設定（円/kW）
税収の用途	普通税のため特に具体的な用途は設けないが，再エネ発電施設の適地誘導策や，地域の環境保全のための活動基盤の整備等に使用
徴収方法	賦課課税（課税前年度の1月1日時点の現況に対し毎年課税）
非課税事項	地球温暖化対策推進法に基づく促進区域で実施される認定事業の発電施設等
経過措置	施行時点で，稼働済み及び着工済みの施設は課税対象外
課税期間	課税要件を満たす限り課税を継続。3～5年程度を目途に，新税の役割や効果を検証し，課税の在り方について見直しを検討

(1) 課税客体 森林の開発区域内に設置し，発電事業の用に供することができる再エネ発電施設（太陽光発電・風力発電・バイオマス発電）

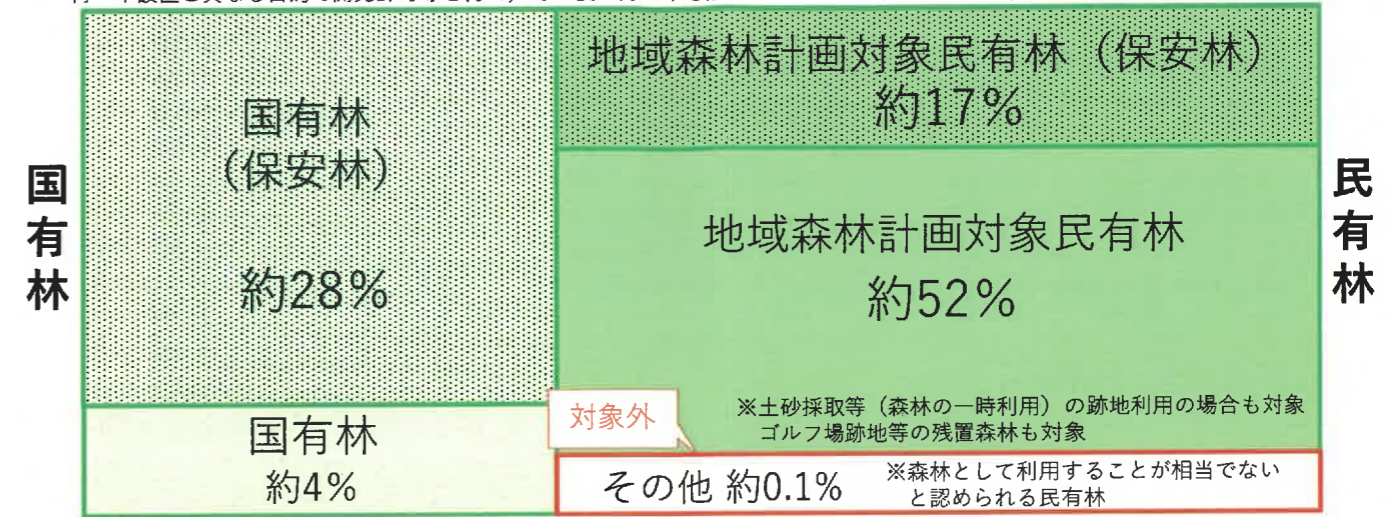
①新税の開発区域

県土の約57%

a. 新税における森林の定義

国有林及び地域森林計画対象民有林を対象とする。（森林のほぼ全てが該当）

※森林法の手続きを経て，森林以外の用地となり開発が可能となるため，その前の段階で森林と判断する。再エネ設置と異なる目的で開発許可等を得て，その後再エネを設置するような場合への対応は，別途検討。



注) 端数処理の関係で，合計が100%にならない。

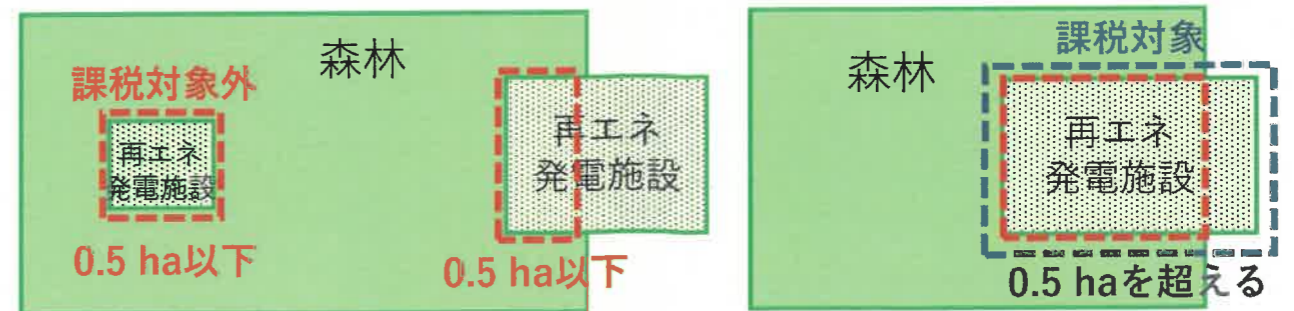
b. 開発区域

開発行為（土石又は樹根の採掘，開墾その他の土地の形質を変更する行為。太陽光発電施設の設置の場合は，土地の形質変更を伴わない立木の伐採も含む。）が行われた土地で構成される区域

c. 開発面積の下限

小規模開発及び事業区域の一部が森林にかかる場合を対象外とするため，開発面積の下限を設定 → 森林開発面積**0.5ha以下**を課税対象外とする。

※太陽光発電の場合，林地開発面積が0.5haを超えるときに，林地開発許可が必要となる（R5年度より）
※0.5ha以下への事業分割や，小規模な再エネ発電施設が近接して設置する場合への対応は，別途検討



対象となる森林の開発面積が0.5ha以下 → **課税対象外**

対象となる森林の開発面積が0.5haを超える → **発電施設全体が課税対象**

(2) 税負担の水準（検討）

① 基本的考え方

- 次の2つの観点から、営業利益に対する割合も考慮して、適切な税負担の水準を検討
- ▶大規模森林開発の抑制と適地誘導という**目的達成に、十分な効果が見込まれる高い水準**が必要
 - ▶事業者にとって**著しく過重な負担とならない水準**で、合理的といえる水準かどうか

② 再エネ発電事業の特殊性

- ▶「FIT制度」に基づく買取価格が収益性に大きな影響を与えるという特殊性があるため、FIT価格の高低を踏まえ、税負担の水準を検討

（補足）FIT制度創設時、太陽光発電のFIT価格は40円/kWhだったが、太陽光パネル等のコスト低下とともに、FIT価格が10円/kWh（2022年度）まで低下。FIT価格が高い未稼働案件が存在しており、仮に同時期に設置される同規模の再エネ発電施設であれば、設置費用等は概ね同様であるが、売電収入は大きくなり、収益性が高いといえる。

③ 適切な税負担の水準

- ▶新税の負担水準については、営業利益に対して少なくとも20%程度の負担が求められる一方で、概ね30%程度が上限
- ▶引き続き、政策的要素も踏まえ、適切な負担水準を検討

5

(3) 税率

税率：発電出力に乗じる金額（円/kW）

- ▶再エネ種別（太陽光、風力、バイオマス）ごとに税率を設定
- ▶FIT価格の高低を考慮し、営業利益に対する負担割合を一定にする
- ▶仮に、税負担の水準を営業利益に対して30%とした場合の税率は以下のとおり

◆太陽光発電施設：基準税率1,130円/kW

（単位：円/kW）

FIT 価格等	9.5円 以下※	10円	11円	12円	14円	18円	21円	24円	27円	29円	32円	36円
税率	1,130	1,350	1,800	2,240	3,130	4,930	6,280	7,630	9,000	9,900	11,250	13,040

◆風力発電施設：基準税率4,200円/kW

（単位：円/kW）

FIT 価格等	15円 以下※	16円	17円	18円	19円	20円
税率	4,200	4,900	5,600	6,300	7,000	7,700

◆バイオマス発電施設：基準税率2,190円/kW

税率	2,190
----	-------

（単位：円/kW）

※太陽光9.5円以下、風力発電15円以下には、FIP、非FIT・FIPを含む。
※バイオマス発電のFIT価格については、認定時期による大幅な差はない。

- ▶具体的な税率は、税負担の水準を踏まえて、設定することとする。

6

(4) 税収の使途

<使途の基本的考え方>

普通税のため特に具体的な使途は設けないが、税収の額に応じて、再エネ発電施設の適地誘導策や地域の環境保全のための活動基盤の整備等に使用する

税収の使途の想定例（財政需要）

※詳細については今後検討

<適地誘導策>

- ・遊休地（農地・ため池・沿岸部の遊休地等）や事業所（工場、商業施設等）への自家消費型再エネ発電施設の大規模導入（収益納付型補助、融資など）
- ・次世代太陽光発電など、イノベーションによる新たな導入モデル形成（実証・補助など）
- ・洋上風力発電の促進に向けた支援
- ・バイオマス発電など、資源循環型再エネ発電事業に取り組む地域への支援強化

<環境保全その他>

- ・課税された発電事業の立地市町村の財政需要に応じた地域の環境保全等のための取組支援
- ・開発により失われた森林の代替となる再造林

7

(5) 非課税事項

以下の再エネ発電施設は、国の施策と合致し、地域と共生した再エネ発電施設を促進するものであるため、非課税とする。

① 温対法に基づく促進区域で実施される認定事業の発電施設

国が進める**促進区域への導入を促進するため**、温対法に基づき、**市町村が定める促進区域で、認定事業として実施される「地域脱炭素化促進事業」の発電施設**

② 農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画により整備された発電施設

農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、**市町村の基本計画に定める再エネ施設の施設整備区域で、認定設備整備計画により整備された発電施設**

※①の促進区域に農林地を含める場合、農山漁村再エネ法に基づく区域設定の考え方に準拠することされているため。

③ 上記に準じる事業の発電施設（①、②以外の非課税施設）

①及び②のほかにも、**地域の合意が図られているなど、それに準じる事業と市町村が認め、県が認定した場合は非課税** ※促進区域の設定が原則となるが設定が間に合わない場合等を想定

例：地域の合意形成が図られており、地域の環境の保全のための取組や、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行う事業で、市町村の地球温暖化対策実行計画等に適合する事業

8

【参考】自治体における法定外税の事例

現在検討中の新税は、全国的に事例のない取組ため、類似の法定外税はないが、検討に当たり参考とした法定外税は以下のとおり。

1 税による政策誘導（東京都豊島区「狭小住戸集合住宅税」通称「ワンルームマンション税」）

一定戸数以上の狭小な住戸を有する集合住宅を建築しようとする建築主へ課税することにより、負担が重くなるという状況を作り出すことで、1戸あたりの面積が少しでも広い住宅の供給を誘導していく。（豊島区HPより）

施行日：平成16年6月1日

税区分	法定外普通税
納税義務者	狭小住戸を有する集合住宅の建築等を行う建築主
課税客体	区内における狭小住戸（1住戸の専用面積が30㎡未満）を有する集合住宅の建築等の行為
税率	狭小住戸1戸につき50万円
課税時期	建築等の行為に課税（1回限り）
用途	普通税のため、税收の用途は明記していない。ただし、「ゆとりある住宅・住環境の実現」を目的とする。

豊島区ホームページより

2 太陽光発電施設への課税（岡山県美作市「事業用発電パネル税」）

太陽光発電の急速な進展に伴い、土砂災害や河川洪水等の懸念があり、それらの対策に要する費用に充てるため、既存の事業者も含め、市内の太陽光発電事業者に課税するもの。

公布：令和3年12月。現在、総務省と協議中のため、未施行。

税区分	法定外目的税
納税義務者	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電を行う事業
課税標準	太陽光発電設備のパネルの総面積
税率	1㎡あたり50円
課税時期	毎年課税
用途	防災対策、自然環境対策、生活環境対策

美作市ホームページより